

【国税庁から】  
「税務署」への申告書・申請書等の提出場所・送付先が変わりました  
(令和3年7月12日から)

国税庁では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和元年7月から、複数の税務署（対象署）の内部事務を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んできました。令和元年10月からは、「旭川中税務署」を中心署とするグループに「名寄税務署」が対象署として追加されました。

令和3年7月からは、国税局の組織として「業務センター室」を設置するなど国税組織の体制を変更した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」の実施へ移行しました。

名寄税務署は、「札幌国税局業務センター旭川分室」（対象署・旭川中税務署・名寄税務署・深川税務署）の対象署となります。

ご留意いただきたい事項については、次のとおりです。

●申告書・申請書等の提出場所・送付先は、次のとおりとなります。

移行後（令和3年7月12日以降）

書面を、窓口で提出する場合	書面を、郵送する場合
所轄税務署（名寄税務署）	札幌国税局業務センター旭川分室

※郵送先：〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎  
札幌国税局業務センター旭川分室

従前（令和3年7月11日まで）

書面を、窓口で提出する場合	書面を、郵送する場合
中心署または所轄税務署（名寄税務署）	中心署

※中心署＝旭川中税務署

- e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署（名寄税務署）へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、対象署の内部事務を行うセンター分室へ送付願います。
- 税務署の窓口で提出する場合は、所轄税務署（名寄税務署）の窓口へ提出願います。
- 書面の申告書・申請書等の書類を、センター分室の窓口へ直接持ち込むことはできません。（「内部事務の集中化」の取組から「内部事務のセンター化」の実施となる一部の税務署（名寄税務署）に提出すべき申告書等については、集中化の中心署（旭川中税務署）の窓口へ提出することができなくなりました。）
- この取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署（名寄税務署）で行います。

ご不明な点は、名寄税務署までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

名寄税務署

☎01654-2-2157